

令和7年度 オフサイト型太陽光発電・蓄電池設備
設置工事
公募型プロポーザル実施要領

令和7年（2025年）5月

六ヶ所エネルギーマネジメント株式会社

1 目的

この要領は、六ヶ所エネルギーマネジメント株式会社（以下「REM」という。）がオフサイト型太陽光発電・蓄電池設備を設置するに当たり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定するために実施する公募型プロポーザルに係る公募及び審査の手続き等について定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 件名

令和7年度 オフサイト型太陽光発電・蓄電池設備設置工事

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月20日まで

(3) 施工場所

消防署隣接地（上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附 539-1 他）

(4) 工事内容

別紙「令和7年度 オフサイト型太陽光発電・蓄電池設備設置工事仕様書兼要求水準書」（以下「仕様書」という。）による。

(5) 提案限度額

金213,336,618円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※税率は10%とし、提案価格が上限を超えている場合は、失格とする。

(6) 事業全体のスケジュール

事業者選定	令和7年(2025年)6月上旬まで
契約締結	令和7年(2025年)6月中旬まで
履行期間	本契約締結日から令和8年(2026年)3月20日まで

3 選考方法及び実施スケジュール

(1) 選定方法

ア 公募型プロポーザル方式により選定する。

イ プレゼンテーションによる審査で、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

(2) 実施スケジュール

No	内容	期間
1	現地説明会	希望者と調整して実施する

2	質問書提出期間	5月1日(木)から5月9日(金)午後5時まで
3	質問書に対する回答	5月12日(金)午後5時まで
4	参加意向申出書の提出	5月14日(水)午後5時まで
5	参加資格審査の結果通知	5月16日(金)
6	提案書等の提出	5月26日(月)午後5時まで
7	審査(プレゼンテーション審査)	5月28日(水) or 29日(木)
8	審査結果の通知	5月30日(金)

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者(以下「参加者」という。)は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本国内に本社、支社又は営業所を有し、必要に応じて村に訪問可能であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 本プロポーザル実施の公告の日から企画提案書提出日までのいずれの日においても、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置を講じられていない者であること。
- (4) 参加意向申出書提出期限から契約締結までの間に六ヶ所村建設工事請負業者等指名停止措置要領及び六ヶ所村物品調達に係る業者等指名停止措置要領の規定による停止措置を受けていないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が経営に実質的に関与していると認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ウ 暴力団員であると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - カ 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者がある者
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は同法による廃止前の会社更生法(昭和27年法律第172号)の適用申請をした者(更正計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請をした者(再生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。

- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 次の要件を満たす企業又は複数の企業等で構成する連合体（以下「連合体」という。）であること。
 - ア 本工事が履行可能かつ本工事と同等規模での施工実績を有していること。
 - イ 発電事業用設備に係る専門的知見やノウハウを有すること。
 - ウ 連合体による場合は、参加及び事業に必要な諸手続等を一貫して担当する法人等（以下「代表者」という。）で行うこと。

5 参加者等に係る制限事項

- (2) 参加者の重複参加は認めない（担当者の重複参加を含む。）。
- (2) 本プロポーザルの審査委員及びその家族は、本プロポーザル参加の担当者及び協力者等の関係者になることはできない。

6 現地説明会の実施

施工場所の自然条件（敷地の排水、立地、日照の状況等）の説明、利用可能範囲のおおよその目安を伝達することを目的とし、現地説明会を実施する。

日程については、質問書提出期限までの間で希望者及び六ヶ所村と調整して決定するものとする。希望者は、希望日時を13問合せ及び提案書等提出先で示す問合せ及び提案書等提出先のメールアドレスに送信すること。

7 実施要領等に係る質問の受付及び回答

(1) 受付期間

5月1日（木）から5月9日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（第2号様式）により、電子メールで提出することとする。電子メール以外の方法は受け付けない。

提出先は、13問合せ及び提案書等提出先で示す問合せ及び提案書等提出先のメールアドレスに送信すること。

(3) 質問における制限事項

次に掲げる事項に該当する質問は、一切受け付けない。

ア 本プロポーザル実施要領及び本プロポーザル実施に係る内容以外の質問

イ (1)及び(2)を遵守しない質問

ウ 質問書以外による質問（電話、口頭等による質問）

エ 連合体の代表者以外の構成員からの質問

(4) 回答

提出された質問書に対する回答は、5月12日（月）午後5時までに一括してREMホームページに掲載する。また、質問者の事業者名は、公表しないこととする。なお、受託者選定に公平性を保てないと判断した質問内容については、回答しない。

8 参加意向の申出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加意向申出書兼誓約書（第1号様式その1）を提出すること。

また、連合体を形成して参加するものは、連合体用の参加意向申出書兼誓約書（第1号様式その2）を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年(2025年)5月14日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

メールによる提出とする。

(3) 提出先

13 問合せ及び提案書等提出先で示す問合せ及び提案書等提出先のメールアドレスに送信すること。

(4) 参加の辞退

参加意向申出書兼誓約書の提出後に参加を辞退する場合には、任意の様式により、その旨を記述し、記名の上、(3)の提出先へメールで提出すること。

9 提案書等の提出

(1) 提案書等の提出書類

参加意向申出者は、次に掲げる書類に必要事項を記入し、記名の上、提出すること。

ア 提案書

イ 見積書（別記様式1）

ウ 見積明細書

エ 業務実施推進体制（別記様式2）

オ 過去における本工事と同種又は類似工事の主な業務実績書（別記様式3）

(2) 提出部数 正本1部、写し4部

(3) 提案書の作成方法

提案書等の作成に当たっては、仕様書で示す、業務に係る作業工程、時間的要素、要件等の考え方、必要事項、手法について具体的に記載することとし、次の点に留意すること。

ア 用紙のサイズは、日本工業規格A4判を基本とし、左綴りとする。A3判を使用する場合は、折綴りとする。

イ (1)のア～オの順で綴じ込み、インデックス等の見出しを付けること。また、表紙付きのファイ

ルブック等を使用することを可とする。

ウ 言語は、日本語とし、通貨は、日本円とすること。

エ フォントは10.5ポイント以上とすること。書体は任意とする。

オ 文書を補完するための写真、イラスト、イメージ等を使用することができる。

(4) 提出期限 令和7年(2025年)5月26日(月)午後5時必着

(5) 提出方法

1.3 問合せ及び提案書等提出先で示す問合せ及び提案書等提出先の住所に送付すること。提出期限必着とし、表面に「令和7年度 オフサイト型太陽光発電・蓄電池設備設置工事公募型プロポーザル提案書等在中」と朱書きすること。

1.0 審査

(1) 審査体制

提案書等の審査は、「令和7年度 オフサイト型太陽光発電・蓄電池設備設置工事公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が行う。

審査委員会は、六ヶ所エネルギーマネジメント株式会社の出資者(3名程度)で構成する。※出資者が出席できない場合、出資者があらかじめ指名したものを審査員とする。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 4 参加資格要件に掲げる資格を有しない者又は5に掲げる制限事項に該当する者が提案書等を提出した場合

イ 提出書類等に記載すべき事項に不備がある場合

ウ 提出書類等に虚偽又は違法な行為の記載があった場合

エ 9 提案書等の提出に掲げる提案書等の提出等を遵守しない場合

オ 審査委員又は関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合

カ 審査において、プレゼンテーションに参加できない場合

キ その他審査委員会が不相当と認めた場合

(3) 審査の方法

前号の失格事項に該当しない提案者を対象に、審査委員会において審査を行う。なお、審査は全て非公開とする。

(4) 審査の内容

審査委員会において、提案書等及びプレゼンテーションの内容について総合的に評価を行い、最も評価の高い提案者を最優秀提案者、次に評価の高い提案者を優秀提案者にそれぞれ選定する。

審査結果は、決定後速やかに全ての提案者に書面で通知する。

ア 審査日：令和7年(2025年)5月28日(水)または29日(木)

ただし、応募が5者を超えた場合は、プレゼンテーション審査の前に書類審査を実施し、その

結果を5月30日（金）（予定）に通知することとする。

イ 場所：六ヶ所村内を予定（応募の状況によってはWEBでの開催とする場合もあり）

ウ 説明資料

提出された提案書等（9(1)アからオまで）以外の資料の配布は、認めない。ただし、プレゼンテーションの時間内において、スクリーンに投影する資料の配布はできるものとする。

エ 時間割り振り

1 提案者のプレゼンテーション時間は、25分以内（準備5分、説明10分、質問5分、撤去5分）とする。

オ 留意事項

（ア）プレゼンテーションの日時、場所は、5月16日（水）に通知する。場所は六ヶ所村内施設を予定。

（イ）人数は、説明者を含め3人までとする。

（ウ）外部とのネットワークは、使用できないものとする。

（エ）プロジェクターまたは大型モニターいずれかによる投影設備、接続ケーブル（HDMI）、電源タップは、REMが用意する。その他必要な機器（PC等）は、提案者が用意すること。

（オ）機器の不備や故障が生じた場合、利用できないことがある。なお、プロジェクター利用については、プレゼンテーション当日に会場で受け付けるものとする。

(5) 審査項目及び評価基準

別紙「審査項目及び評価基準」のとおりとする。

1.1 工事請負契約

(1) 契約方法

REMは、最優秀提案者と工事請負契約の締結交渉を行う。ただし、次のいずれかに該当する場合は、優秀提案者との契約締結の交渉を行う。

ア 最優秀提案者と契約条件等で合意に至らなかった場合

イ 本プロポーザル終了後、失格事項（10(2)参照）が判明した場合

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当した場合

(2) 契約金額

業務委託金額は、2 業務の概要(5)提案限度額で示す上限額の範囲内であって、提案書等として提出された見積書の金額を超えないものとする。

1.2 その他

(1) 提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用等は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類については、必要な範囲において複製を作成することがある。

(3) 提出された書類は、返却しない。

- (4) 提出後の書類の差し替え及び再提出は、受け付けない。
- (5) 提案書等の提出の際に発生した汚損・破損等について、REMは一切の責任を持たない。
- (6) 提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表等、REMが必要と認める場合には、提案書等の提出物を無償で使用できることとする。
- (7) 審査結果についての異議申立ては、認めない。

1.3 問合せ及び提案書等提出先

提出先は、事務手続きを委託している下記のパシフィックパワー株式会社の担当部署とする。

担当部署：パシフィックパワー株式会社 六ヶ所エネルギーマネジメント担当

住所：〒105-0003 東京都港区西新橋1-18-6 クロスオフィス内幸町707
パシフィックパワー株式会社内 六ヶ所エネルギーマネジメント担当宛

E-mail：contact@rokkasho.de-power.co.jp

TEL：0800-800-5084

以上